

事業所ごみの適正排出にご協力ください

市の清掃工場に搬入できるものは、紙くずや生ごみ等の一般廃棄物です。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令（廃棄物処理法第二条第4項）で定められた「**廃プラスチック類**」や「**金属くず**」、「**ガラスくず**」等は**産業廃棄物**となりますので、**産業廃棄物処理業許可業者**に処理を依頼してください。

■市の清掃工場に搬入できないもの（産業廃棄物）

廃プラスチック類	ビニール、プラスチック素材の品、発泡スチロール、PPバンド、食品トレイ、ラップ類、スタイロ畳、点滴のパック、チューブ、断熱材、収納ケース、合成樹脂くず、合成繊維くず（カーテン・作業服等）など	
金属くず	空き缶、一斗缶、ペンキ缶、スチール製品（机、椅子、ロッカー、ベッド等）、コンロ、トースター、金網、カーテンレール、文具（金属製）など	
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	空きびん、コップ、茶碗、窓ガラス、鏡、試験管、シャーレー、コンクリートくずなど	
その他	燃え殻、汚泥、廃油、ゴムくず、鋳さい、がれき類、酸性・アルカリ性の廃液 など	

■市の清掃工場に搬入できるもの（一般廃棄物）

紙くずなど ※ダンボールや新聞紙等は古紙問屋などへ	紙くず	建設業（新築、解体、リフォーム）、紙製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業などから出るものは 産業廃棄物
剪定枝、割り箸、木製の家具（木製品製造業から出る場合は 産業廃棄物 ）、など 	木くず	建設業（新築、解体、リフォーム）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、リース業から出るものは 産業廃棄物 ※パレットは業種にかかわらず 産業廃棄物
木綿、絹などの天然繊維で製造された衣服など ※できるだけリサイクルへ 	繊維くず	建設業（新築、解体、リフォーム）、繊維工業から出るものは 産業廃棄物
調理くず、残飯、茶殻、食料品の売れ残りなど ※できるだけ堆肥化施設などへ 	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物は 産業廃棄物

～事業系ごみの展開検査を実施しています～

鹿児島市は、事業系ごみの減量化に向けた取組みを強化するため、清掃工場（北部・南部）で展開検査を実施しています。ごみの適正排出・減量化にご協力ください。



▲検査風景。職員が手作業で、ごみの内容物を検査しています。▲

■展開検査で発見された不適正排出物（以下のものは清掃工場に搬入できません！）



PPバンド（産業廃棄物）



ビニール手袋（産業廃棄物）



プラケース（産業廃棄物）



フレコンバッグ（産業廃棄物）



金網（産業廃棄物）



磁器ディスク（産業廃棄物）



スタイロ畳（産業廃棄物）



フロアマット（産業廃棄物）



ダンボール（資源物）



汚れた缶・びん（産業廃棄物）



汚れたプラ容器（産業廃棄物）



中継ボックス（産業廃棄物）



食品工場（食品製造業者）から排出された野菜くず

食品品製造業者から排出される「動植物性残さ」は「産業廃棄物」となりますので、

市の清掃工場に搬入することはできません！

※スーパー等の小売店（食品品製造事業者以外）から排出される場合は、一般廃棄物となり、市の清掃工場への搬入は可能